

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業)
～メールでの質疑応答～

作成日 : 令和3年4月23日

【2. 補助対象事業】

Q2-21: 事業期間内に設備完成して実証を実施しますが、実証実施期間について最低何カ月などの規定はありますか。

A2-21: 実証期間について、特に指定はしていませんが、実証の目的に対する成果の確認が十分に行える期間を設定してください。実証期間が短く十分な成果が得られないと判断される場合には、期間の延長をお願いすることがあります。

【4. 補助対象経費・利益排除】

Q4-40: 現地共同事業者が支払った費用も補助対象となりますか？

A4-40: 現地共同事業者が支払う費用も、本事業を実施するために直接必要な経費として認められるものであれば、補助対象経費として計上することは可能です。但し、計上する際には、代表事業者と同様のエビデンスを提示していただく必要があります。

Q4-41: 太陽電池システムの内、パワコンから受電盤までの機器(直流集電箱やケーブル)・工事費は補助対象となりますか。

A4-41: ご質問の機器や工事に要する経費は補助対象として計上することが可能です。

以上